

議案第 56 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく集落基盤整備事業（ほ場整備）相野地区の土地改良事業に伴う字の区域の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 3 日提出

三田市長 森 哲 男

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
下相野	五反田	340の2の一部、341の1の一部、 341の2の一部、343の1の一部、 343の2	上相野	境
四ツ辻	二度ノ口	872の一部		
	鍵町	1193		
上相野	田中	106の1、109の1	上相野	石代
下相野	中根田	134の2、147の2	下相野	角田
	内垣	213の1の一部		
	西沢	241、242、243の一部、244の一部、 246の一部、257の一部	下相野	内垣
	上沢	274の一部		
	西沢	243の一部、244の一部、246の一部、 254、257の一部、258から261まで、 263、264の2、265、270、271の1		
上相野	境	1、2、3の一部、4の一部、5の1の一部	下相野	五反田
下相野	二度	303の3、303の4、305の1、 305の2		
四ツ辻	二度ノ口	867、869の1、871の1、871の2、 871の8から871の10まで、 872の一部、875、899		

	鍵町	1168から1181まで、1181の1、1182、1182の1、1183の1、1185の1から1185の3まで、1186、1187、1190、1192		
下相野	敬田	450の一部	下相野	開花田
	木戸	1253の3の一部、1253の4の一部		
	開花田	421の一部、422の一部	下相野	敬田
	神田	480の一部、481の一部		
	木戸	1231の2、1231の4、1232の1、1232の8、1233の2、1233の3		
	愛田	539の1の一部、543の一部、544の一部、545から547まで、548の一部	下相野	神田
	国田	557の1の一部		
	明田	579の1の一部、579の2の一部、579の3、579の4、581の1、581の2、581の4、581の5、581の6の一部、582の1、582の2、583の1、584の1、585の1		
	釜屋	1283の2、1292の一部、1293、1294		
	天田	2033		
	治田	2085		
	敬田	475の一部、476の一部	下相野	愛田

神 田	4 7 8、4 7 9、4 8 0の一部、4 8 1の一部、4 8 2、4 8 3、4 8 4の一部、4 9 5の一部、4 9 6から5 0 0まで、5 0 1の1		
国 田	5 5 6の1の一部、5 5 6の4の一部、5 5 7の1の一部、5 5 7の3の一部		
明 田	5 7 9の2の一部		
木 戸	1 2 5 3の3の一部、1 2 5 3の4の一部、1 2 5 4の4		
釜 屋	1 2 9 2の一部		
明 田	5 7 5の1の一部、5 7 6の3の一部、5 7 9の2の一部	下相野	国 田
国 田	5 5 7の1の一部	下相野	明 田

上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字下相野字角田200の2の地先の大字下相野字中根田の道路である公有地の全部、大字下相野字角田204の2の地先の大字下相野字中根田の道路である公有地の全部は、大字下相野字角田に編入する。

また、大字下相野字角田207の3、208の2の地先の大字下相野字上沢の道路である公有地の全部は、大字下相野字角田に編入する。

また、大字下相野字内垣235に隣接する大字下相野字西沢の道路である公有地の全部は、大字下相野字内垣に編入する。

また、大字下相野字上沢291の地先の大字下相野字西沢の道路である公有地の全部は、大字下相野字上沢に編入する。

また、大字下相野字二度303の4の地先の大字四ツ辻字鍵町の水路である国有地の全部は、大字下相野字五反田に編入する。

また、大字下相野字開花田415の2、416の地先の大字下相野字文明田の道路、水路である公有地の全部は、大字下相野字開花田に編入する。

また、大字下相野字開花田415の1、415の2、422、423の地先の大字下相野字敬田の水路である公有地の全部は、大字下相野字開花田に編入

する。

また、大字下相野字敬田 4 7 3 の地先の大字下相野字神田の水路である公有地の全部は、大字下相野字敬田に編入する。

また、大字下相野字神田 5 0 3 から 5 0 8 まで、5 1 0 から 5 1 2 まで、5 1 4 の地先の大字下相野字治田の道路、水路である公有地の全部は、大字下相野字神田に編入する。

また、大字下相野字明田 5 7 9 の 2 の地先の大字下相野字明田の道路、水路である公有地の一部は、大字下相野字愛田に編入する。

また、大字下相野字開花田 4 2 0 の 2 の地先の大字下相野字開花田の水路である公有地の一部は、大字下相野字愛田に編入する。

また、大字下相野字敬田 4 7 3、4 7 4 の地先の大字下相野字敬田の水路である公有地の一部は、大字下相野字愛田に編入する。

また、大字下相野字国田 5 5 7 の 1 から 5 5 7 の 3 までの地先の大字下相野字愛田の道路である公有地の一部は、大字下相野字国田に編入する。

また、大字下相野字国田 5 5 9 の地先の大字下相野字明田の道路、水路である公有地の全部は、大字下相野字国田に編入する。

また、大字下相野字明田 5 7 1 の 1 の地先の大字下相野字国田の道路、水路である公有地の全部は、大字下相野字明田に編入する。

また、大字四ツ辻字二度ノ口 8 7 7、9 0 0 に隣接する大字四ツ辻字鍵町の水路である公有地の全部は、大字四ツ辻字二度ノ口に編入する。

(備考) 地番は、令和 3 年 3 月 1 日現在の地番である。